THE NEWSLETTER OF NISHINOMIYA HISTORY RESEARCH GROUP

西宮歴史調査団ニュース 第11号

西宮市立郷土資料館 兵庫県西宮市川添町15番26号 〒662-0944 電話 0798-33-1298

濱東町宗門帳の印鑑について

清水洋子(古文書班)



図1 濱東町の宗門帳に押されたいろいろな世帯印

はじめに

古文書班では、平成24年度から江戸時代の旧西宮町の宗門帳を調査している。 宗門帳の記載事項を解読・データベース化して、当時の人口や住民の動向など、町 の様子を把握しやすくすることを目指して活動している。

昨年度、旧西宮町のうち南東に位置した濱東町の宗門帳、69冊のデータ入力と その確認作業がほぼ終了した。天保2~明治2(1831~1869)年までの38年間の 濱東町の様子を具体的に捉えられる日も近いと思う。

文字になっている情報がデータベース化で活用しやすくなる一方で、筆跡や記号や修正方法など宗門帳の作成や使用の痕跡はデータとしては残らない。ここでは、翻刻などでもしばしば「⑩」と記号化されてしまう印形について、濱東町の調査で気づいたことをまとめてみようと思う。

1. 濱東町の宗門帳

宗門帳は、江戸幕府が領主に命じて町村ごとに作らせた帳簿で、キリスト教禁制に基づき住人の宗旨を調査する宗門改の帳簿と、領地の戸口調査である人別改の帳簿が複合した、住民台帳のような性質を持っている。寛永14~15(1637~1638)年の島原の乱以後、幕府はキリスト教徒の取り締まりを強化し、町村ごとに住人の宗旨と所属する檀那寺および家族構成を、定期的に調査(宗旨人別改)して結果を提出するよう命じた。これにより、全ての住人が仏教徒として宗門帳に登録されることになった。役所に結果を提出する一方で、町村に控えの帳簿を置き、必要に応じて確認ができるように管理させた。この町村に残った控えの帳簿が、現在、私たちが調査している宗門帳である。

宗門帳の様式は時代や地域によって異なる。現存する濱東町の宗門帳は、天保2 (1831) 年以降のもので、幕府領のため、管轄していた大坂町奉行所の様式である。一冊が一年分となっており、そこには各世帯の檀那寺・屋号・世帯主名・家族全員の名前・続柄・年齢、その家族の変動などが詳細に記載されている。そして、各世帯が居住した月数分の印が押されている。

2. 住民調査の確認印

表紙の図1は、濱東町の宗門帳に押されていた印形の一部である。これらは各世帯主の印で、濱東町の住民は、土地家屋を所有する家持から、借地に家を建てて住んでいる借地人、そして借家住まいの借家人まで、すべての世帯が印鑑を持っていたようだ。ただし、実際に印鑑の使用を認められたのは成人男性の世帯主のみであるため、女性や幼少男子の名義となっている世帯は、代判人と呼ばれる後見人が印(代判)を押した。代替わりをすると印鑑はそのまま相続されるのが基本で、印鑑を変更する場合は「改印」として時期も理由も明確に記録していた。

さて、これら宗門帳上に残る印は、住民調査での確認印である。記載されている世帯全員が間違いなく檀那寺に属した仏教徒であり、その他ご法度を犯していないことを、幕府や奉行所の命令通りに宗旨人別改をした結果として毎回一つずつ押されたものであった。そして住人にとっては、宗門帳に記載され印が押されていることは、管理されていると同時に、その時々での存在を調査により認められ、保証されているということでもあった。

3. 「月次印形」・「登り印形」

では、どのように押印されているか、さらに具体的に見てみよう。図2は、濱東町の借家人の記載例である。ここに見られるように、印は世帯主名の上下に押されている。画像ではわかりにくいが、あらかじめ紙には見当として枡目の枠が押し当てられており、その中にひとつずつ押すようになっている。枡目は2cm四方ほどで、それを大きくはみ出すような印形は見られない。印影はすべて黒色である。



図2 濱東町の宗門帳の基本レイアウト (慶応3年「禅真言浄土法花宗門帳」西宮市所蔵文書0762)

大坂町奉行所の管轄である濱東町の宗門帳は、毎年10月から翌年9月までを一年度とし、毎月調査をして押印することがルールとなっていた。10月は世帯主名の下に、以後は名前の上に積み上げるように翌年9月まで、毎月ひとつずつ、一年で合計12個、閏月があった年は13個、或いは世帯が転居するまでの月数分だけ押された。

この押し方は、年度途中で転入出している世帯の印形の数と配置、帳面上に残る註記などで確認するとわかりやすい。

図3は、年度途中で転出した家持の単身女性世帯の例である。餅屋かち(64才)は女性のため、与古道町の打出屋忠兵衛が代判を押している。忠兵衛の名前の下に押された印が、帳簿が作成された10月のものである。続いて、かちの名前の上に11月分から翌年7月までの合計9つの印が押されている。一番上の印の横に同じ高さで、小さな文字の註記がある。それには「家屋敷を与古道町の加茂屋新助へ売って四国順拝に出たため、往来手形を出した。子(年)七月」とある。かちの居住を最後に確認した一番上の印と同じ7月である。印の数が示す居住期間と註記の転出月が整合しており、かちの転出時期が確定できる。

このような印形は、毎月押されることから「月次(つきなみ)印形」、または、下から遡って押されていく形から「登り印形」と呼ばれる(註1)。毎月の印形があるのは宗門帳としては特異で、大坂特有の様式であった(註2)。

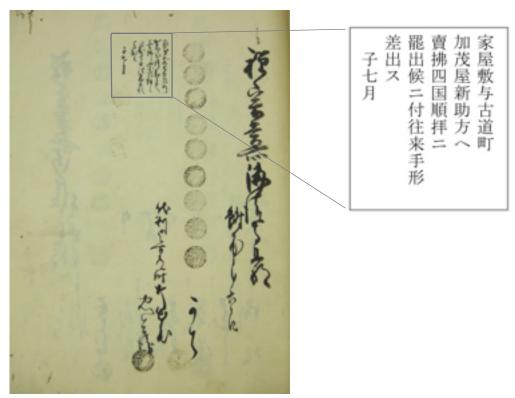


図3 筆頭者名の上の印の数と註記の内容から、転入出の時期を確定できる。 (天保10(1839)年「禅宗真言法華宗門帳」西宮市所蔵文書0716)

4. 本当に毎月押印していたのか?

このような印形に関し、かねてより古文書班員の間では、毎月押印しているのか怪しいものがある、複数の月をまとめて押しているのではないか、という意見が出ていた。疑わしいとされる例の多くは、印影が不自然なほどまっすぐ整然と並び、印影の角度の一致や濃淡から、いくつかのまとまりを感じさせるものであった。

具体例を2件紹介する。図4は世帯主名から上へ4つ目(2月)から印影が逆転して上まで押されている。②部分のみを見ると、下から上へ印影が徐々に薄くなっている。印肉をつけて一気に4つ押印したと推察される。そして印影の角度と濃淡から、全体が3回に分けて押されているように見える。

同様に、図5は世帯主名の上7つの印影(11~5月)は同じ向きだが、翌月(6月)分から3つの④部分が逆転しており、一番上(9月)で元に戻っている。印影の角度と濃淡で全体を見ると、逆転した④部分は不明であるものの、少なくとも5回ほどに分けてまとめ押ししているように見える。

本当に毎月ひとつずつ押印がなされていたのだろうか。余談であるが、前掲の 図2も図3も印影の逆転こそないが濃淡に同様の傾向が見られる。なお、まとめて 押していたと仮定すると、印肉をつけて一度に押す数は3~4個が多かった。

5. 御触書に見える宗旨人別改のゆるみ

印のまとめ押しの可能性を感じさせる記載を、幕府の出したお触れに見ることができる。天保14(1843)年の大坂町触では、宗旨人別改がいい加減になっていることを戒め、調査の強化と帳簿の検査を命じている(註3)。

そこには、「町内の人別帳(控え)は年寄などの手元におき、毎月、町人(家持)から借家人まであらゆる住民の増減数を調べて押印をするのは勿論のこと、家屋敷の譲渡、転宅、召使や同居人の出入や生死なども、(中略)、怠りなく帳簿にその加除を記して押印するのは決まりである。それにも関わらず、人別改をなおざりにしている。10月に奉行所へ提出する時期まで調査をしないこと、借家人の転居に関して転出分を推量で済ませる悪習や、転入をそのまま居馴染むまで放置して(身元保証の手続きである)宗旨手形も人別送り状も交わさないこと等で、その間の住人の出入りに支障がでている。また、そのほかにも種々紛らわしい処理をしている者もあると聞き及んでいる。(以下略)」と、数々の不適切な運用例を挙げて「不埒の至に候」と断じている。

ここから、各地で宗旨人別改に関して、「なおざり」になったり「種々紛らわしい処理」がなされていたことが伺える。特に、この記載の中の「奉行所へ提出する時期まで調査をしない」という部分は見過ごせない。毎月の調査がなされていないというのである。提出ギリギリまで調査をしていない状況ならば、宗門帳の取りまとめ作業時などに、怠っていた毎月の確認印を一度にまとめ押しするこ

とになりやすいのではないかと考えるのは、想像が過ぎるだろうか。

なお、この御触は天保の改革期に出されており、前掲部分は不適切な運用があったことを示してはいるが、単にその改善を命じたものではなく、都市部への人口流入を制限する人返しの条文などと並び、領民統制をさらに強化することを目的としていたことを付け加えておく。

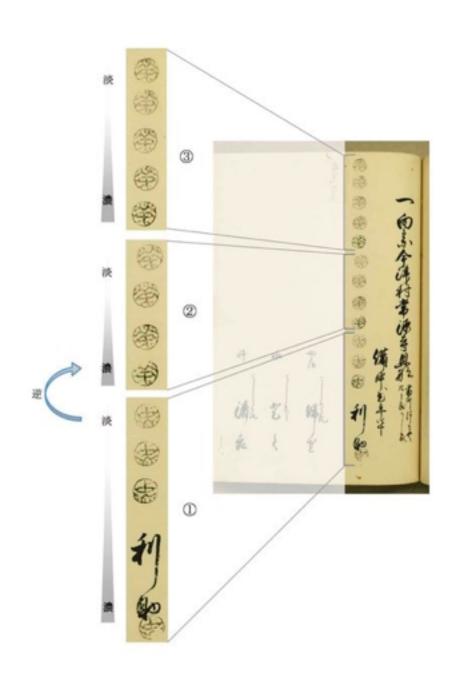


図4 印影が途中で逆転している例。②から③の部分上が逆転している。 (安政6(1859) 年「借家一向宗門帳」西宮市所蔵文書0746)

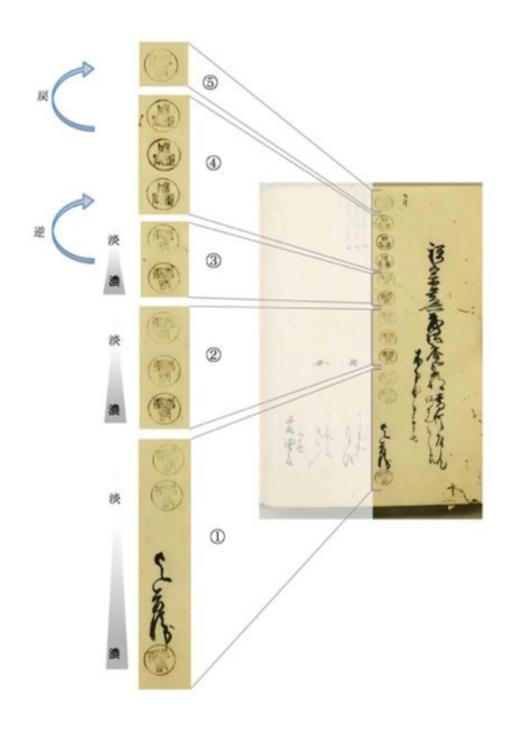


図5 印影が途中で逆転し、元に戻っている例。④が逆転して⑤で元に戻っている。 (天保10 (1839) 年「禅宗真言法華宗門帳」西宮市所蔵文書0716)

おわりに

濱東町の宗門帳に押された印形についてまとめてきた。そして印影の観察により、実際の運用で押印が毎月ごとになされたか疑わしい例があることを紹介した。実際のところ、まとめて押したか否かは、押印当時に戻って現場を見なければわからない。状況証拠のみではあるが、調査中の小さな気付きとして、ここに記録しておきたい。

平成24年度から続いてきた濱東町の宗門帳調査は平成30年度で終了し、続いて 西に隣接する濱石才町の宗門帳調査が始まった。異なる町ではどのように押印さ れているのか大変興味を持っている。また、印鑑そのものについても、印面の文 字などに注目して調査をすすめていきたい。今後の活動を通じて更新していけれ ばと思っている。

【付記】本稿は、平成29年度西宮歴史調査団活動報告会での発表の一部を加筆・ 修正したものである。

<註>

- (註1) 鶴岡実枝子「御用諸役・町人仲間」(『日本古文書学講座』第7巻・近世2、昭和 54年6月20日(第3刷)、雄山閣)108頁~113頁
- (註2) 八木滋「〔史料紹介〕近世前期大坂における宗旨改めに関する史料」(『大阪歴 史博物館 研究紀要』第6号、平成19年10月)
- (註3) 大阪市史 触5591 (『大阪市史』第四下、大阪市役所編、昭和2年3月20日再版 発行) 1701頁~1704頁

<参考文献>

石井良助『印判の歴史』(明石書店、平成3年6月20日)